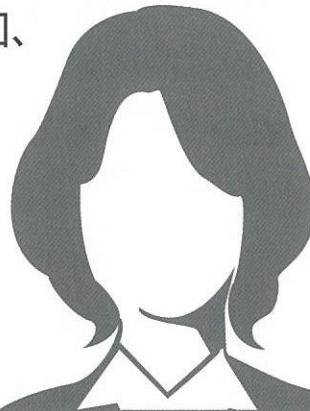


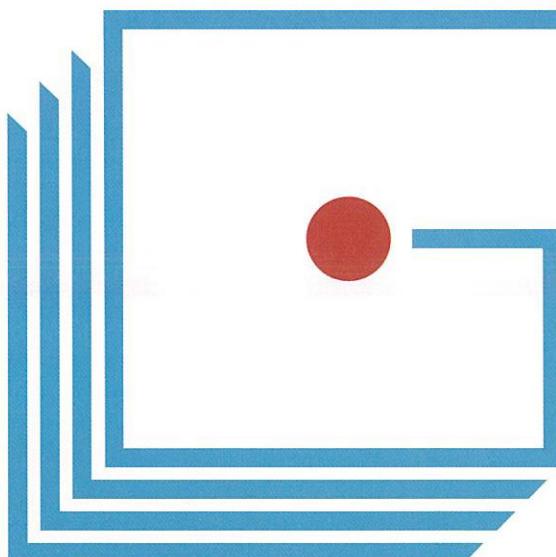
みなさまへ

# 技能検定制度・技能士

厚生労働省では、技能士をより広く周知、普及するため、「技能検定制度・技能士に係るロゴマーク」を公募し、このたび、下記のデザインに決定しました。



決定!



## デザインの趣旨

「Global」「Ginou(技能)」の「G」をモチーフとして作成。日の丸はその中心であり続ける人たちの決意を、人が原点であり、原点を忘れないことでもあります。整然と並ぶ姿は、「正確なすり合わせ」「職人」「努力」「技術の蓄積」「等級」を表しています。

ロゴマークが決定しました!

## 技能検定とは

働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で128職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。(職業能力開発促進法第44条)

## 技能検定制度・技能士ロゴマーク

### ○使用できるかた

技能士をはじめ、技能検定制度に関わる企業・団体・その他どなたでも無料で使用できます。

### ○使用の目的

技能検定制度に関わる自治体・団体・企業や技能士自身が「技能検定制度の普及促進」や「技能士の身につけた技能の高さ」を対外的にアピールすることを目的とします。

### ○用途

次の用途に使用できます。

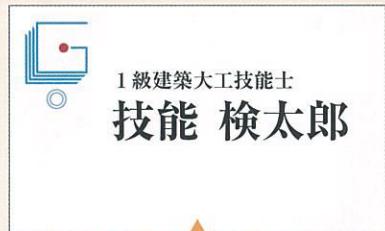
- ① 広報用印刷物、書籍、テキスト、名刺、シール等の紙・紙製品等
- ② キーホルダー、記念盾、徽章、バッジ、腕章等
- ③ 雑誌・新聞・ホームページへの掲載等
- ④ イベント・セミナーでの使用等

### ※次の場合には使用できません。

マーク策定の趣旨に反するなど著しく不適当と認められる使用

### ○使用例

・技能士が名刺等に等級を表示できます。



顧客への  
アピールに使えます!

・企業が会社案内等に掲載できます。



○○株式会社は、技能士の  
育成に取り組んでいます。

社員採用の際に  
自社の取組をアピール  
できます!

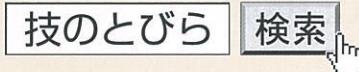
※ロゴマークの下の記号は等級を表します。

☆特級 ○1級又は単一等級 ○2級 ◇3級

○上記の他、詳細な使用方法につきましては、使用マニュアルをお読みください。

ロゴマーク電子データ及び使用マニュアルの入手方法

「技のとびら」で検索 ([URL:<http://www.waza.javada.or.jp/>](http://www.waza.javada.or.jp/))



その他、技能検定試験日程、活用事例等技能検定に関わる情報も本サイトでご覧いただけます。

### 本マークに係る問い合わせ先

使用方法が、マーク策定の趣旨に合致するかの判断が難しい場合は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課あるいは中央技能振興センターまで問い合わせてください。

○厚生労働省職業能力開発局能力評価課

TEL:03-5253-1111(内線5946)

○中央技能振興センター(中央職業能力開発協会)

TEL:03-6758-2899/2907